

保育の利用を必要とする証明書

一関市長 へ
(一関市福祉事務所長 へ)

年 月 日

証明者(雇用主 ・ 医療機関 ・ 民生委員)

所在地 _____

名称 _____

代表者 _____ (印)

電話番号 _____

以下のとおり証明いたします。

証明依頼者	氏名		子どもとの続柄	父 ・ 母 ・ その他()
	住所			

就 労 (就 学)	形態	外勤(常勤・パート) ・ 自営(自宅内・自宅外) 内職 ・ 内定 ・ 就学 ・ その他() 農業(本人が中心・手伝い) →	耕作物及び面積・飼育数(: a) (: a)(: a) (: 頭)	
	勤務先の名称			
	勤務地・農地の所在			
	仕事の内容			
	就労時間 <small>※主なシフトを記載</small>	時 分 ~ 時 分 / 1日()時間	1ヶ月()日	
		時 分 ~ 時 分 / 1日()時間	1ヶ月()日	
	休日	毎週()曜日 ・ 不定期	就労日数	1ヶ月平均()日
	雇用・契約(予定)期間 <small>※雇用期間に定めがない場合は開始日のみ記載</small>		年 月 日 ~	年 月 日
	雇用期間に定めがある場合の更新予定		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
	育児休業取得期間		年 月 日 ~	年 月 日

疾 病 ・ 障 が い	入院 ・ 通院 月()日 ・ 在宅	治療見込期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	病名	症状		
	心身障がい			
	児童を保育する上での困難さ		自宅での保育が困難である ・ 自宅での保育に支障はない	

介 護 ・ 看 護	介護・看護を受ける方	介護・看護する方との続柄		
	別居の場合、住所を記入			
	入院 ・ 通院(通所) ・ 在宅	日数	月()日、1日()時間	
	看護の状況	病名・症状		
		期間	年 月 日 ~	年 月 日
介護の状況	身体障害者手帳(級) ・ 療育手帳() ・ 精神障害者保健福祉手帳(級)			
	介護認定:要介護度() ・ 要支援		施設・介護サービス利用:月()日	

災害復旧	火災 ・ 風水害 ・ 地震 ・ その他()
------	------------------------

※「就労(就学)」の証明者は事業主、雇用主。ただし、事業主等本人が父母の場合または親族が経営する事業所(株式会社や有限会社などの法人以外)で雇用されている場合は民生委員。自営業と農業の場合は民生委員。
 ※「疾病・障がい」の証明者は医療機関。(医療機関における診断書でも可。)
 ※「介護・看護」及び「災害復旧」の証明者は民生委員。
 ※認定の内容を変更する必要がある場合は、変更認定を申請してください。

この証明書は、就学前の子どもが、保育の利用を必要性とすることを証明するために提出いただくものです。本書の記載内容と実情が異なった場合は、再度提出いただく必要があります。

【留意事項】

- 1 提出が必要な方は、子どもの父・母です。
- 2 本証明書の証明者については、下表のとおりです。

事由	状況	証明者	提出書類	該当者
就労	勤めている方	勤務先	①保育の利用を必要とする証明書	子どもの父・母
	自営(商業・農業)の方	民生委員		
	内職の方	事業所		
求職活動	求職活動		ハローワーク登録証の写し又は申立書	
就学	就学	在籍校	①又は在学を証明できる書類	
災害復旧	地震・火災・風水害等	民生委員	①又は災証明書	
疾病等	疾病	医療機関	①又は医師の診断書	
	障がい		障がい者手帳等のコピー	
	妊娠・出産		母子手帳のコピー	子どもの母
介護等	介護・看護	民生委員	①保育の利用を必要とする証明書 (状況に応じて、看護される方の入院証明書、障がい者手帳、介護保険証等のコピー)	同居の家族、 または親族

(1)就労

ア 保育の必要性の認定を受けるための、就労時間の下限は、月60時間以上です。(例:1日4時間×月15日)

イ 農業に従事している場合は、耕作面積及び経営状況を把握し次の標準作業時間を基準とし、年間720時間(月60時間)以上のものとします。なお、その他耕作物については、作業時間を調査し算定します。

標準作業時間(年間)

耕作物名	単位	時間	耕作物名	単位	時間	耕作物名	単位	時間	※1a=100平米
水稲	10a	50	きゅうり	10a	850	花き	10a	500	
りんご	10a	220	ピーマン	10a	1,000	畜産・乳牛	1頭	110	
ねぎ	10a	400	トマト	10a	1,000				

(2)求職活動

最大90日間を経過する日が属する月の末日までが無償化の対象ですが、求職活動を事由とする認定を受けてから2ヶ月以内に就労を証明する書類を提出してください。

(3)妊娠・出産

妊娠の事実が判明したとき(初診日)から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間が無償化の対象です。

(4)育児休業取得

既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、出産した子どもが1歳6ヶ月に達する日の属する月の末日までの期間が無償化の対象です。

3 訂正箇所は訂正印が必要です。

【問い合わせ】
 一関市子育て支援課児童家庭係
 (一関保健センター内)
 TEL:0191-21-2172